

滋賀県環境影響評価審査会 議事概要

- 1 日時 平成 31 年 3 月 20 日 (金)
- 2 場所 滋賀県庁北新館 3 階 中会議室
- 3 議題 (1) (仮称) 余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業環境影響評価方法書について
(2) (仮称) 鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る計画段階環境配慮書について
(3) その他
- 4 出席委員 (1) 市川委員 (会長)、和田委員 (副会長)、中井委員、平山委員、堀委員、松四委員、水原委員、皆川委員、井上委員
(2) 市川委員 (会長)、和田委員 (副会長)、中井委員、平山委員、堀委員、松四委員、水原委員、皆川委員
- 5 議事概要
議題 (1)

(略)

(略)

議題 (2)

(会長)

それでは議事を再開させていただく。事務局および事業者から説明をお願いする。

(事務局)

事業概要 (資料 2) について説明。

(事業者)

計画段階環境配慮書に沿って、まず事業計画の概要について説明する。

土地利用計画については、日野町大字鳥居平 1023 外ということで、おおむね 120 筆、73 ヘクタールとなっている。そのうち、北側は既存の開発地となっている。市街化調整区域は、今後工業専用地域等になる予定である。

工事計画の概要としては、造成については工事区域内で切り盛りのバランスを図り、搬

入・搬出は行わない予定としている。排水については工事中は土砂や濁水の流出防止のため沈砂池等を設置する。流末の河川は、1級河川、野川である。

土地の建物において行われる事業の想定としては、食料品の製造関係とそれに伴う輸送、倉庫、梱包、それを主に誘致をしていきたいと考えている。工業地域には様々な施設が進出可能であるが、工業団地ということで、住居、学校、公共施設、ならびに娯楽施設等が立地することがないよう、町とも連携して対応していく。雨水排水については調整池を設置し、滋賀県の基準を遵守する計画とする。現段階では、おそらく野川の一部の改修と調整池の設置を併用するかたちを考えている。汚水排水については下水道放流を予定しており、日野町の公共下水道の整備区域への編入について協議しているところである。建築計画については今回は造成工事のため現段階では策定されていない。交通計画については、これは進入口ということになるが、国道 307 号と町道の鳥居平安部居の 2 ルートをメインルートとして計画している。飲料水は日野町の上水道を利用し、工業用水に関しては井戸水を利用する予定としている。廃棄物の処理は、立地する企業ごとに処分業者と契約し、適正に処理されるものとしている。緑化計画については、この事業区域では特に森林法で大きく制限を受け、事業面積の 25% の残置造成森林の確保等の技術基準に適合する内容で関係機関とも協議していく。

その他の事項として、立地の選定は本来複数案の検討を行うものであるが、当区域については北側の工業専用地域が開発済みとなっているほか、西側は工業地域となっていること、既存の工業団地が隣接していること、また所有権移転について地元の協力も得られている状況であることから、当該地を工業団地として開発を行うこととしている。本事業を途中で取りやめるといったことは考えていないが、今後の環境の調査の結果等を踏まえ、必要に応じて相談しつつ進めていきたい。

また、配慮書の記載事項ではないが、特に大きな問題がなければ 2021 年の秋ごろに造成工事に着手し、おおむね 2～3 年はかかると見込んでいるので、造成をしながら販売することを考えながら進めていきたい。

(事業者)

続いて、計画段階環境配慮書の具体的な内容について説明する。

計画段階で環境に配慮すべき事項を把握する上で、事業実施想定区域とその周辺の概況について既存資料の収集および整理を行った。一部について説明すると、風況についてはおおむね北北西と南東方向に軸のある風配となっている。地質については主に古琵琶湖層と段丘堆積物、低いところは沖積層となっている。動植物については、日野の第二工業団地やゴルフ場等の過去に実施された環境影響評価の結果や、近江口野の歴史ということで、日野町において実施された町全域の植物の調査の結果を整理したところ、様々な動植物の種で注目すべき種が確認された。これらの種の全てが事業実施想定区域にいるということではないと思うが、現地調査に当たっては、この結果を参考にできるだけ注目種を把握

できる計画を立案したいと考えている。

社会的な状況については、主に日野町の統計資料を基に整理を行った。地区の概況として、環境影響評価を行う上で特に注意すべき事項として特別養護老人ホームが想定区域に隣接していることがある。企業立地後に、おそらく騒音・振動等の関係で問題になる可能性が考えられるので、こうした状況を土地利用の計画に適切に反映していきたい。

計画段階の配置すべき項目については、91 ページにまとめている。これは計画段階で配置すべき事項ということで選定しているものであり、今後環境影響評価を進めていく過程で調査する項目が増えていくと考えている。

配慮事項の調査結果、予測評価の結果については、先ほど述べた事業実施想定区域のすぐ近くに特別養護老人ホームが 1 軒あるほか、比較的近いところに多数の住居があるということで、これについて、大気質や騒音・振動について配慮が必要であると評価している。

水象、水質、底質について、事業実施想定区域内に電気溜りというため池があるほか、事業実施想定区域のごくわずかの区域であるが、そこから流れ出る水が南側の御壺池に入ることが想定されている。大部分の事業実施想定区域の排水については、1 級河川の野川へ入り、頭首工の部分で佐久良川に入るということになる。下流側の河川と一部のため池に対しては影響を及ぼすおそれがあることから、今後の土地利用や造成工事に係る計画の部分で十分配慮して検討することが必要と評価している。

地下水については、工業用水として地下水の利用を計画しているが、事業実施想定区域内で地下水の揚水を行った場合、周辺の工場とか住居の井戸に対して影響を及ぼす可能性があることから、事前に井戸の分布や水位の状況を調査し、浄水場の関係等を評価する必要があると考えている。

動物、植物、生態系については、先ほど説明したように多数の注目すべき種が事業実施想定区域とその周辺に生息している可能性がある。本事業は工業団地の造成事業であり、面的な植生の消滅あるいは動植物の生息環境の消滅が避けられないと考えているが、今後の調査の結果に基づき、土地利用の状況とか残置森林の配置あるいは緑化計画等の部分で動植物に対する影響をどうやって低減できるのか十分検討していく必要があると考えている。

景観については、真ん中に野川と谷があり、周辺の道路の部分が一番高くなっており、実施想定区域の中を広範に見渡せる場所がほとんどない。周辺の国道 307 号や町道の石原・鳥居平線から一部見える部分はあるが、範囲としてはおそらく綿向山の綿向神社まで上がらないと見えないと考えられることから、現時点では国道と町道からの近景に対して一番大きな影響があると考えている。現在は里山の景観であるが、造成後に企業が立地した際は、国道 307 号の西側にある工業団地と同じような景観になるだろうと考えている。ここは国道 307 号の景観形成区域に該当し規制が掛かっているため、立地企業にはその旨説明し、配慮を要請することを考えている。

(会長)

ただ今の配慮書について、ご意見・ご質問があればお願いします。

(委員)

電気溜がなくなるということだが、生物の生息状況と併せて、ため池の所有や今の維持管理の状況などについても調査できるとよいと思う。

(事業者)

方法書の内容を記載する上で配慮する。

(委員)

配慮事項の選定のところで選定をされていないが、地盤の安定性のところで、法面の最大高さが25メートルとされており、結構な高さである。またこれと関連して、例えば4ページの土地利用計画平面図の等高線の間隔は何メートルで、最大高さの部分は何メートルになるのか。

(事業者)

等高線は2メートルコンターとなっている。

また、法面は1段5メートルぐらいであり、最大で25から30メートルぐらいになると考えている。現在、あまりにも大きい長大なものになるので、工法的に可能かどうかという点を含め、土地利用計画については再考しているところ。

(委員)

再考した結果、安定性についても評価すべきと判断されたら評価していただきたい。

(事業者)

準備書段階において、計算結果等も必要であれば検討させていただきたい。

(委員)

それから、沈下を評価対象とするか難しいところと思うが、切り盛りのバランスとしてかなりの部分が谷埋め盛土になると思われる。昨年も地震などで谷埋め盛土のところで被害が生じた例があるので、その安定性あるいは沈下問題に関して必要があれば評価していただきたい。

(事業者)

土量的にどれぐらい動くかという数字自体は把握できていないが、森林法をはじめとす

る制限もあるので、それにマッチングした数量で、運士ができるだけ少なくなるよう施工したいと考えている。

(委員)

3点ほど確認したい。雨水排水の処理に関して、必要に応じて野川の一部改修も検討すると書かれているが、これは野川本川を河道掘削だとか拡幅等の類の改修をするということか。

(事業者)

そのとおり。管理者がいるので、方法等については早めに決めていきたい。

(委員)

そこは注意して河川管理者とお話しいただく必要があると思う。上流で拡幅あるいは河道掘削をすると、下流側のリスクを増加させる可能性があるので注意いただければと思う。

2番目は地下水に関してであるが、影響を及ぼす可能性があるということで、その影響の評価および回避できるかどうか検討するとされているが、この後どのように調査、検討される予定か。

(事業者)

この後、周辺の集落と工場に協力をお願いし、井戸の分布や諸元等の調査を行い、台帳を作成したいと考えている。その上で、想定区域内に用水用の井戸と観測用の井戸を1か所ずつ設置する予定としているので、それを利用して揚水試験を行いたいと考えている。

(委員)

揚水試験を行われたときに、この事業実施想定区域が完成したときにどれぐらいの地下水がくみ上げられるかということがポイントになってくると思う。現時点では立地企業が分からないと思うが、その辺りはどう想定する予定か。

(事業者)

その辺りは悩ましいところです。

(委員)

あともう一つ地下水に関してだが、想定区域の地形を見ると東南方向から北西方向に向かって谷が進んでおり、工業地域より東南側が少し高く、地下水は想定区域の地下を流れて野川の方向に流れている可能性が高い。今後立地される工場の種類によると思うが、基礎杭をたくさん打たれ、地下水流動を妨げる可能性があるため、そういう視点についても

少し配慮いただければと思う。

(事業者)

今のくいの関係、土壌の関係については、どんな土か、盛土材に適しているのか、特に盛土法面の地耐力がどうかといったことは行う予定とさせていただき、内容によっては提示させていただく。

(委員)

想定区域には人と自然とのふれあいの活動の場はないとのことだが、真ん中には河川が流れており、以前は水との触れ合いのところの場所だったかもしれない。森林の部分、先ほどの説明の中で里山的な存在との話もあったが、その部分が大きく改変されて工業団地になることから、土砂の流出や水環境だけでなく、生き物も生息していることを踏まえ、水環境や生態系に対する影響をできる限り回避するような計画の進め方を考えていただきたい。いわゆるミティゲーションの措置として、工業団地ができるので回避は無理でも、できる限り最小化・軽減・代償する計画を進めてほしい。

(事業者)

計画段階環境配慮書の92ページの表は、この実施想定区域に対する計画段階の表なので、例えば人と自然との触れ合いについては既存資料では確認されないが、今後現地調査の際に聞き取り等を行えば何か出てくるかもしれないので、そういうことがあった場合は準備書の段階で記載したいと考えている。

(委員)

今回の工業団地の造成は地域活性化につながると思うが、環境面にも配慮したローインパクトの開発として、県の中でも先進的・代表的な工業団地になればよいと思う。こうしたことを考慮しながら計画を進めていただきたい。

(委員)

基本的な質問だが、4ページの土地利用計画に関して、市街化調整区域には住宅等は立地せず工場を誘致していくという理解でよいか。

(事業者)

市街化調整区域には本来何も建たないことが原則だが、約半分のエリアは特定保留という状態になっており、本事業実施後に特定保留を解除して市街化区域に編入されることとなっている。残りの約半分は都市計画法の地区計画制度により、この地域を工業地域並みとすることについて関係者と調整を進めているところ。こうした手続により、この地域で

は工業系で開発ができる見込みである。

(委員)

この地域は全部切り開くことになるのか。

(事業者)

全て切り開くわけではない。例えば森林法には残置森林の規定があり、全てを切り開くことは法令上できない。そういうことに適応した形で計画を進めていくこととしている。

(委員)

廃棄物に関して、計画段階配慮書では設定されていないが、造成工事の際に産廃は出てくると思うので、今後、方法書以降では量や処理計画を示していただきたい。

(会長)

91 ページに項目選定の表が載っているが、重大な環境影響がある項目を選定する、メリハリをつけてやるというのが配慮書の段階なので、もう少し絞ったほうがよかったと思う。例えば、91 ページの表の中の右側の欄、工作物の供用という欄があって丸が付いているが、土地の上に建つ建物が決まらない中、方法書以降でどのように予測評価するのか。

(事業者)

業種および敷地の面積等から最大限影響がありそうな条件を設定して予測評価することを考えている。

(会長)

それは現実には難しい。例えば大気質で、二酸化窒素や二酸化硫黄を評価すると記載されているが、排ガスを出す工場が立地するのか、粉じんを排出する工場が立地するのかわからない。

(事業者)

業種としては2ページに記載の業種を想定しているので、こうした業種が立地するとして、影響が一番大きくなると考えられる場合、平均的な場合などをいくつか想定した上で評価を行いたいと考えている。

(会長)

それは方法書以降で確認させていただく。最初に言った、多くの項目を選定したことによる評価の弊害について、例えば98ページの大気関係だが、周りにどれだけ住居がある

かということで評価していただきたいが、ここには重大な影響を否定できないものの工夫したら回避できるというような記載になっている。これでは結論ありきで、実行可能な範囲で回避・低減できるという結果に結び付けるためにように受け取れる。また 117 ページでも、対策を検討する必要がある、このことにより動物への影響は回避・低減できる、と記載されているが、文章としておかしいものとなっている。

おそらく、配慮書段階であっても回避・低減できないと説明しにくいものかもしれないが、やはり調査・予測をする前にこういう結論を付けることは好ましくない。重要な森を開拓するのであれば、配慮書段階としては動物、植物、生態系を重点的に、もう少し丁寧な予測をして評価をしたほうがよい。何もしていないのに回避・低減できるという無理な結論付けになっていると思われるので、今後県からも配慮書の評価の仕方として事業者さんをご指導いただきたい。

(事業者)

ご指摘はもっともであると認識している。本来、計画段階環境配慮書は、複数案を環境への影響の観点から評価するものなので、今回のように場所が決まっている案件について無理に予測・評価をした部分は確かにある。

(委員)

地下水について、103 ページにはこの事業による周りへの影響のことだけが記載されている。方法書の段階で考えることかもしれないが、この場所はもともと谷であり、そこを埋めると、そこにまた新しく地下水ができることになると思う。

土地利用計画平面図を見ると、区域の東側に流域の林道が残るような形になっており、この流域の源頭部が電気溜を涵養している流域になっているわけだが、今度はそれが全て地下に流れ込むということになると考えられる。暗渠を区域の下に配置するなどして、計画されている水路に排水されることを考えていると思うが、そういうことを配慮書に記載しなくてよいのか。

(事業者)

日野町と協議する必要があるが、現状の区域外の水については、用悪水路の付替えを計画しており、最終的に野川に戻すことを考えている。

(委員)

土地利用計画平面図には書かれていないような細かい水路が配置される計画であり、特段の配慮項目としてそれを想定はしていないという理解でよいか。

(事業者)

そのとおり。配置後は管理できる状態で日野町に帰属するものとなる予定としている。

(市川会長)

他に意見はないようなので、本配慮書について 1 回目の審査は終了とさせていただきます。

2 回目の審査会に向けて、事務局において整理をお願いする。

それでは、本日の審査会はこれで終了とさせていただきます。

(略)

滋賀県環境影響評価審査会 議事概要

- 1 日時 令和元年5月17日(金)
- 2 場所 日野町役場 301・302会議室
- 3 議題 (1) (仮称)鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る計画段階環境配慮書について
(2) (仮称)余呉南越前第一・第二ウィンドファーム発電事業環境影響評価方法書について
- 4 出席委員 (1) 市川委員(会長)、和田委員(副会長)、奥村委員、林委員、平山委員、堀委員、松四委員、水原委員、皆川委員
(2) 市川委員(会長)、和田委員(副会長)、奥村委員、林委員、平山委員、堀委員、松四委員、水原委員、皆川委員、井上専門委員、山崎専門委員

5 議事概要

議題(1)

(事務局)

事業概要(資料1-1)について説明。

(事業者)

審査会意見、日野町長意見および滋賀県関係課意見に対する見解(資料1-2から1-4)について説明。

(会長)

ただいまの説明について、委員の皆さまからご意見があればお願いします。

(委員)

15年くらい前に事業実施想定区域の周辺で調査をしたことがあるが、当時は日野町の鳥居平や桜谷の地域では、山の上から山の口までの一連で行う行事が多くあった。今回の事業は山の改変になるので、その実施に当たっては、町や県と協議していただきたいと思う。

また、最近は団塊の世代が祭祀を担うようになり、昔は5日やっていた祭りを1日にするなどの改変が多く見受けられるようになってきた。直接は関係ないのかもしれないが、今回の事業が祭りをやめるきっかけにならないよう気に留めていただければと思う。

(事業者)

地元へ入る中で、事業実施想定区域や近辺においてそのような祭りがあるといった話

は聞いていないが、事業計画の説明会の実施などの際に確認していきたい。

(委員)

以前は事業実施想定区域の周辺の新田という地域で火をたいたりされていたと思う。今はもうやっていないのかもしれないが、この区域が改変されるので場所を変えようかといった話にならないのか気になるところ。

(事業者)

区域内でそういうことは行われていないと思うが、周辺も含めて今後確認していきたい。

(委員)

国道沿いが滋賀県景観計画の沿道景観形成地区になっているということで、周りの道路、特に国道から見える景観に留意していただきたい。現地を見たところ、かなり高低差があり、平面計画上緑地が残っていることはもちろん大切だが、どれくらいの大きさの建物が建つのかということをおお程度想定した上で残す緑地を考えないと、景観を保護するための緑地という観点では十分役割を果たすことができないおそれがある。緑地を計画される際には、土地の高低差や見え方といったところも見込んでいただきたい。

また、すでに造成されていたところが、国道からかなり見えてしまっていたので、今後の造成に際しては、そういうところの影響を小さくできるように配慮いただきたい。

(事業者)

すでに造成されているところが国道から見えずぎているなという印象は持っているので、景観の観点も含めて造成高については今後検討したい。

今回は造成工事なので、どういう工場・事業場が来るか想像することは難しいが、主に製造業や倉庫業が来るのかな、2階建てくらいかなというところで思っているのですが、沿道景観形成地区ということも踏まえて造成工事を実施するとともに、建物を建てられる側にも周知していきたいと考えている。

(委員)

資料1-4の4番目、森林政策課・森林保全課からの意見に対する答えとして、「開発を行う場合にあっても、森林の機能を阻害しないよう十分留意し計画します」とあるが、現地を見ると森林があり、それをなくしてしまうわけなので、開発を行う場合であっても機能を阻害しないようにすることは論理的に無理があるのではないかと。配慮書の88ページの森林水源地域の図があり、事業実施想定区域外の森林の広がりを見ると、この区域の森林がなくなっても地域全体に与える影響は小さいかもしれないと思うが、

そういう書きぶりが論理的ではないのか。

(事業者)

日野町の地域森林計画対象森林ということで、森林を守っていきましょうという意味の区域の森林であることから、単に許可を取ればよいということではなく、できる限り水源涵養や環境の保全に配慮して、いかに多く反映できるかということで、行政の意見をいただきながら事業を進めていきたいという思いで記載している。

(会長)

区域内の森林はほとんど切ってしまうわけで、切らないと事業ができないのでそれは必要だとは思いますが、この回答としては不適切と思う。大部分の森林を切ると、当然その機能を阻害することになるので、そこは正直に書いた上で、できることをするという回答になるのではないか。

(事業者)

回答の思いとしてはそういうこと。事業実施想定区域は約 70 ヘクタールであるが、既存の開発区域を除くと 60 ヘクタールくらいになる予定。その 40%くらいが工業用地として使うエリアであり、残りは法面であったり、河川断面や道路になる見込みである。工業用地の部分については、できるだけ造成後に植樹するなどの対応をしたいと考えている。

(委員)

本来は森林が果たしていた機能を代替できるように、という意見に対して、植樹などの代替措置を考えているということが環境配慮だと思うので、意見として申し上げた。

(会長)

他に意見がないようであれば、現地確認の際に配布された資料について説明をお願いします。

(事業者)

現地でも説明させていただいたが、猛禽類については、繁殖期を含む 2 シーズンとされているので、方法書作成にあたっての予備調査を実施しているところ。配布資料には、2 月から 4 月にかけての予備調査の結果をまとめており、現時点では事業実施想定区域において繁殖する猛禽類は確認されていないが、オオタカは周辺で繁殖に関する行動が見られている。その他の猛禽類も含め、今後調査を進めていく。

(会長)

今の説明について、質問等があればお願いする。

(会長)

特に意見はないようなので、続いて、審査会意見について議論させていただく。審査会意見（案）について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

事務局から審査会意見（案）（資料 1－5）について説明。

(会長)

全般的事項の（4）がどういうことかわかりにくい。「計画段階配慮事項に係る調査、予測および評価を行う」という部分を「方法書以降の」という文言にしたほうがよい。

(委員)

先の森林に関する議論を踏まえると、全般的事項の（2）の最後の「その機能を阻害しないよう配慮すること」という文言がこれでよいのか気になる。

(委員)

先の議論を踏まえ、また、ほかの項目の表現を鑑みると、「その機能を適切に評価し、本事業実施による環境影響を回避または低減するよう配慮すること」としてはどうか。

(会長)

細かいことだが、調査と予測はペアでとらえるものであるから、全般的事項の（3）は「本事業実施後の工作物の供用による影響評価に当たっては、調査・予測方法を検討すること。」としたほうがよい。

(委員)

個別的事項の（2）について、土地の改変という大きなことに対して、その焦点は濁水にしぼられてしまっている。もう少し大きな視野で水環境の質および量を見据えたものとして、前半の部分を「土地の改変に伴う森林の伐採、土砂の流出等により水環境および水生生物等への影響が考えられることから、水環境の悪化による事業実施想定区域およびその下流地域の」という書き方にしてはどうか。

(委員)

先ほどの後半の部分についても「下流地域の農業や漁業、希少動物等への影響ならば

に洪水リスクの変化について適切に調査、予測および評価を行い」とするとよいのではないか。

議題（2）

(略)

滋賀県環境影響評価審査会 議事概要

- 1 日時 令和元年9月5日（木） 14時～15時45分
- 2 場所 滋賀県大津合同庁舎7階 7-D会議室
- 3 議題 （仮称）鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価方法書について
- 4 出席委員 市川委員（会長）、和田委員（副会長）、奥村委員、林委員、平山委員、堀委員、水原委員

5 議事概要

(事務局)

資料1により、事業概要およびこれまでの経緯について説明。

(事業者)

資料2により、環境影響評価方法書の概要について説明。以下補足事項。

- ・対象事業実施区域については、配慮書段階の事業実施想定区域から既存の事業場や造成済みの区域、防災上の観点からの計画見直し等により変更している。
- ・環境影響評価項目は、県の技術指針やガイド、配慮書段階の審査会で出た意見、滋賀県知事意見、日野町長意見等を踏まえて選定している。
- ・方法書に記載された調査地点を基本とするが、地元との調整の結果、多少異なる点となる可能性がある。

<猛禽類の予備調査結果（口頭説明のみ）>

- ・予備調査の結果、事業区域と関連の大きそうな猛禽類として、ハチクマ、オオタカ、サシバが確認された。
- ・事業区域外でオオタカの繁殖が確認された。
- ・事業区域の一部がオオタカの行動圏に含まれるが、重要な行動圏ではないと思われる。詳細については継続して調査を実施する予定。
- ・ハチクマの営巣木も事業区域外に判明したが、繁殖は確認されていない。
- ・ハチクマは事業区域内を餌場として利用していると思われる。
- ・サシバは事業区域内で頻繁に繁殖に関する行動が見られたが、営巣木は確認できなかった。繁殖後期になると行動が見られなくなったため、何らかの理由で繁殖をやめた可能性がある（オオタカによる捕食、カラスによる巣の乗っ取りなど）。

(会長)

ただいまの説明について、まずは事業計画について委員の皆さまからご意見を願います。

(委員)

p 115 の調査日が各 3 日、各 4 日とされていることについて、連続した日で調査する予定なのか。

また、p 127 に植生調査地点が数多くあるが、ポイント毎の具体的な調査方法はまだ決まっていないのか。

(事業者)

天候の良い日を選び、連続した日で調査を実施する予定だが、天候の都合により多少ずれることもあり得ると考えている。

基本的に日野町の現存植生図をベースにする予定だが、最新のものの発行が 2005 年であり古いため、実際に植生調査を行う前に空中写真の判読および現地踏査を実施し、植生の予備区分を行った上で、具体的な方法を検討したいと考えている。

(委員)

廃棄物のところで現存樹木量を推定するとされているが、埋木調査を行う予定か。

また、コドラートのサイズはどの程度を想定されているか。

(事業者)

埋木調査は考えていない。

格子 1 辺の長さは、最も高い樹木程度と考えている。

(委員)

樹高と群度から現存樹木量を推定できるものなのか。

広葉樹は燃料としても有用と思われるので、すべて廃棄物として考えるのではなく、有用な樹種については有効利用する観点でも考えるべき。

(事業者)

過去に同様の事例があり、それを参考にしたいと考えている。精度に問題があるようであれば、埋木調査の実施も検討したい。

説明が不足していたが、すべて廃棄物として考えているわけではなく、有価物として売れるものは売る予定。枝葉や根等が廃棄物となる見込み。

(委員)

今後、区域が変わる可能性はあるのか。

(事業者)

全体としては大きな変更はないが、境界確定や河川の工事等、関係者との協議により多少の変更はあり得る。

(委員)

現況の把握について、p 26、27 のところで、6 月頃の数値が高くなる理由として水田耕作の影響と考えられるとされている。しかし、ここは濁水防止の取組が推進されている地域でもある。工事による影響を予測・評価するための調査であるので、この時期の代掻きによる濁水なのか、元々この河川には巻き上がりやすい底質が堆積しているのか、降雨により水田の畔から由来する土砂が流出しているものなのか、といったことを整理した上で調査を実施する必要があると考える。

(事業者)

実際の現場の状況や効果までは把握しておらず、一般的な傾向として水田耕作の影響と記載したもの。ご指摘の点を配慮した上で調査を実施することとしたい。

(委員)

p 108 の水質の調査地点について、河川の付け替えに伴う影響を予測・評価するためには、事業地から流れ出す直下を調査地点に設定することが基本ではないか。下流に設定すると様々な要因、影響が加わってくる可能性がある。

また、p 106 で出水時の水質調査について、梅雨または台風による降雨時に延べ 20 回程度の調査を行うとされているが、1 降雨イベントで 20 回の調査よりは、2 降雨以上のイベントに分けて調査したほうが、より実態を把握できると思われるので参考にしてください。

(事業者)

日野町の審議会でも同様の指摘があり、事業地直下または調整池付近、事業区域に入る前の用水路を追加の調査地点とすることを検討している。

降雨時の具体的な調査については検討中であるが、ご意見を参考に計画したい。

(委員)

p 130 の調査地点について、社寺や仏閣以外の調査地点はどういう観点で選定しているのか。

景観保全の観点からは、工作物を樹木でいかに遮蔽できるかが重要。植栽部分は残地部分と比べて樹木の生育が悪いこともあるということも念頭に置いた上で、景観上の懸念が生じるおそれがあるところの断面図をいくつか作成した上で、最も見えてしまいそ

うなところを調査地点に設定するという事も検討していただきたい。

(事業者)

現地確認を行い、谷筋が見えるところ、事業地を見渡しやすいところ、事業区域付近で最も高い地点、特別養護老人ホームの4点を設定した。

ご意見について検討させていただく。

(委員)

廃棄物の種類別の発生量を予測することは難しいと思うが、どういうケースを想定しているのか。

また、土壌について溶出量試験だけとなっているが、含有量基準が設定されている項目もあるので、含有量についても調査を検討いただきたい。

(事業者)

立地企業も決まっておらず悩ましいところだが、最も妥当と思われる3種類程度のケースを設定し、発生量を予測したいと考えている。

土壌の含有量調査について検討させていただく。

(委員)

p105の利水への影響について、通常合理式は使えないと思われるがどのように考えているのか。

(事業者)

基本的に治水への影響は合理式と理解しているが、他事例で合理式を用いているものがあつたため、それを参考にして調査を実施したいと考えている。詳細については改めて確認させていただく。

(委員)

猛禽類について、調査の結果、オオタカの事業区域の利用頻度が高いということが判明した場合は、どういう配慮を行うことになるのか。

(事業者)

調査はこれからだが、仮にそういうことになれば、例えば残地森林を増やすなど採餌環境にどういった配慮ができるかといったことなどを検討していくことになる。

(会長)

大気質について、p9の風配図からは湖南サンライズに影響が出るように思うが、そこに調査地点を設定しなかった理由は何か。

(事業者)

日野第一工業団地を挟んでおり、影響を評価することが困難と思われることから調査地点を設定していない。

(会長)

p6の風配表で、calmは風速0.2m/秒以下ではないか。また、p9のグラフの凡例と風配表の区分が合っていないのではないか。

また、p133の温室効果ガスについて、発生量だけでよいと思うが、なぜ予測地点があるのか。

(事業者)

風配について元データを確認しておく。

予測地点は不要であり削除させていただく。

(会長)

p138に調査日程がすでに出されており、11月から調査実施される予定となっているが、これで問題はないのか。

(事務局)

審査会の意見等を確認しつつ調査を開始することは法令上差し支えない。

(委員)

前回も申し上げたと思うが、国道307号は県の景観計画において沿道景観形成地区に指定されていることを明記しておいたほうがよい。

また、p56の図が事業実施想定区域のままになっている。

(事業者)

追記、修正させていただく。

(会長)

修正点もいくつかあるように思うので、修正箇所とその修正後のものを次回の審査会で出していただきたい。

(事業者)
承知した。

以上

滋賀県環境影響評価審査会 議事概要

- 1 日時 令和元年 11 月 25 日 (月) 10 時 30 分～16 時 45 分
- 2 場所 湖北広域行政事務センター クリスタルプラザ 3 階
- 3 議題 (1) 湖北広域行政事務センター 新一般廃棄物処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書について
(2) (仮称) 鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価方法書について
- 4 出席委員 市川委員 (会長)、和田委員 (副会長)、奥村委員、平山委員、堀委員、水原委員、皆川委員
- 5 議事概要 (1) 湖北広域行政事務センター 新一般廃棄物処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書について

(略)

(略)

(2) (仮称) 鳥居平・松尾工業団地造成事業に係る環境影響評価方法書について

(事務局)

資料2-1について、事務局から説明。

(事業者)

前回の審査会意見、日野町長意見および滋賀県関係課意見に対する見解(資料2-2から資料2-4)について説明。

(会長)

ただ今の説明について、委員の皆様からご意見・ご質問をお願いするが、まず最初に資料2-3の2番の意見に対する見解について、造成済みの土地をどう扱うのか。「環境影響評価区域」とは「対象事業実施区域」ではないということによいか。

(事業者)

「対象事業実施区域」には含まれていないが、この造成済の土地に将来的に工場等が立地した場合の影響も含めて、調査、予測および評価を行うということ。

(会長)

本件の事業の種類は工業団地造成事業であり、土地の造成についての環境影響評価である。そのため、立地する工場等の影響については環境影響評価の対象ではなく、事業者側の姿勢として併せて考えられているということと思うが、滋賀県としての整理はどうか。

(事務局)

本件においては、造成済みの土地や工場等の立地後に関する影響の調査、予測および評価については条例上求められているものではないと考えている。その一方、例えば対象事業実施区域と一体的に造成済の土地から濁水が生じるおそれがある場合は、発生源により切り分けて考えるのではなく、一体的に調査、予測および評価を行っていただくほうがよいと考えている。

(会長)

規定以上の追加的な調査、予測および評価を行うことに異論を挟む必要はないと思うが、そうであれば、造成の影響と工場等の建設の影響を整理した上で項目選定表を作成すべきではないか。

(事業者)

項目選定表の大気質および騒音・振動については、北側の造成済の土地を含めた全体的な視点で調査、予測および評価することとして記載している。造成済の土地と対象事業実施区域を切り分けた調査、予測および評価の計画は立てているわけではない。

(事務局)

造成済の土地は対象事業実施区域ではないが、環境への配慮という観点から、影響を適切に評価することができるように、県としては一体としての環境影響評価をしていただきたいと考えている。

(会長)

北側の造成済みの土地による影響が考えられ、対象事業実施区域は造成および工場立地による影響が考えられる。準備書段階では影響をどう考えて項目選定した

か、整理して記載していただきたい。

(事業者)

県とも協議のうえ準備書に反映したい。

(委員)

例えば、水量や水質の調査、予測および評価を考えた場合、その結果をどう扱うか検討が必要と思われる。北側の造成済の土地については、造成前からどう変わったかの影響を見ることはすでに不可能であり、予測に対する評価をする際には注意が必要であるので、準備書でしっかり明示いただきたい。

(会長)

造成済の土地および対象事業実施区域については、それぞれの現状をスタートとして、これ以降の変化による影響を予測、評価するということと思われるので、そのことがわかるように準備書に記載いただきたい。

(事業者)

準備書においては北側の土地は造成済であるという条件がわかるように記載する。

(委員)

方法書の p.124 の図 2-6-12 の「水生生物の現況調査地点」において、ため池のみが水生生物調査地点となっているが、対象事業実施区域中を流れる小川では調査しないのか。既存の資料で十分な知見が得られないようであれば、小川での調査も検討していただきたい。

(事業者)

水量が少なく水深が浅く、魚類はあまりいないと考えられるが、底生物は生息している可能性があると考えられる。

御意見を踏まえて検討する。

(委員)

方法書 p.96 において、水環境の水質・底質の項目に関する選定する理由または選定しない理由として「対象事業実施区域の下流河川には注目すべき水生生物の生息情報があり」と記載されているが、これはどのような情報か。

(事業者)

日野町の資料と既存の環境影響評価の資料によるもの。日野町の資料では場所まではわからないが、既存の環境影響評価の資料の情報では佐久良川の記載があり、水生生物調査地点の No.1 の調査地点のあたりと考えている。

(委員)

修正後の図 6-2-4 で底質調査地点として No.2 および No.4 の 2 地点が設定されているが、対象事業実施区域から離れすぎているため、造成の影響を適切に把握するためには対象事業実施区域直下における地域でも調査したほうがよいと思われる。

(委員)

ため池だけでなく、対象事業実施区域内の河川域でも水生生物の調査を実施したほうがよい。

(事業者)

御意見および調整池から下流側はコンクリートで整備済みであることを踏まえ、修正後の図 6-2-4 の No.3 から No.5 あたりに、水生生物および底質の調査地点を追加することを検討したい。

(委員)

資料 2-2 の 11 番の意見に対しては、現存樹木量の推定の件で事業者見解として「精度に問題があるようであれば、毎木調査の実施も検討します」と記載されているが、先ほどの事業者の資料説明の際には「毎木調査を実施する方向で検討する」とのことだった。実際はどのように考えているか。

(事業者)

資料 2-2 に見解を記載後、毎木調査を実施しないと精度的に問題があると判断したため、毎木調査を実施する方向で検討している。

(委員)

毎木調査のスケジュールはいつ頃を想定しているか。

(事業者)

まだ具体的にいつかは決めていないが、晩秋から冬にかけての時期を考えている。

(会長)

資料2-2の12番の意見に対する事業者の見解は「有価物として売却可能な幹材については売却し、有効利用を図る予定」とのことであるが、大部分は有価物として売却可能と考えているということでしょうか。

(事業者)

基本的には根と枝葉の部分は廃棄物として処分することになると考えているが、半分強くらいは有効利用できると考えている。

(会長)

それでは続いて、審査会意見のまとめに入りたいと思います。

(事務局)

事務局から資料2-5について説明。

(会長)

それでは審査会意見(案)について、ご意見を願います。

(会長)

個別事項(1)(大気環境、騒音・振動)の最初の4行については、方法書に記載されている内容と同じなので、審査会意見を簡潔なものとするために削除の方がよい。

また、「対象事業実施区域の西側に位置する地域」のところがわかりにくいので、「湖南サンライズ」という具体的な名称を加えるなどの方がよい。

(委員)

個別的事項(2)(水環境)の「また、流出量の変化に伴う利水への影響について、合理式を用いて予測することとされているが、～検討すること。」の一文についても、簡潔にした方がよい。「また、流出量の変化に伴う利水への影響評価に合理式は適切ではないため、別途、低水評価手法を検討すること。」としてはどうか。

(事業者)

個別的事項(1)(大気環境、騒音・振動)の「～影響を及ぼすことが懸念されるため、当該地域において大気質の調査地点および予測地点を設定することについて検討すること。」という文言は、現況調査が必要という趣旨か。

(会長)

趣旨としては「当該地域においても、大気質の予測、評価を行うこと。」ということであり、予測、評価ができるのであれば現況調査は必ずしも必要ではない。趣旨を踏まえて事務局で修正願う。

(委員)

個別事項(2)(水環境)についても簡潔に記載した方がよい。

「水質の調査地点については、本事業の実施に伴う影響を適切に調査、予測および評価するため、対象事業実施区域の直下等、より近傍に調査地点を設定することについて検討すること。また、対象事業実施区域の周辺は、濁水防止の取組など環境に配慮した農業が営まれている地域である。そうした地域の取組状況等を踏まえ、河川の底質、さらに水生生物についての影響を予測・評価できる調査地点の追加を検討すること。」と記載し、合理式に係る内容に繋げてはどうか。

また、項目の見出しとしても「水環境、生物環境」でよいと考える。

(委員)

個別事項(4)(廃棄物)についても、簡潔にした方がよい。

「対象事業実施区域において伐採される樹木について、適切な現存量の調査、予測および評価を行い、可能な限り再利用を行うなど、環境負荷の低減に配慮すること。」としようとした方がよい。

(会長)

それでは、本日の意見を踏まえ、事務局と調整の上審査会意見をまとめていくこととする。

以上